

令和8年3月19日

令和8年第1回美浦村議会定例会追加議案

美 浦 村 議 会

議 案 目 次

議案第34号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第34号

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和8年3月19日

美浦村長 中 島 栄

美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美浦村国民健康保険税条例（昭和41年美浦村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額

((所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額)) ((所得割額及び被保険者均等割額)) の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税」及び「(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を削る。

第9条の次に次の3条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額に別表第1の率を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について別表第1の金額とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について別表第1の金額とする。

第21条各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から別表第2のエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加える。

第21条の4各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同条に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合

にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該
 出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の
 18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定
 により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減
 額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等
 割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該
 年度に属する月数を乗じて得た額

第21条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援金被保険者均等割額の減
 額)

第21条の5 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する
 日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険
 者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・
 子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属す
 る

18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第21条、第21条
 の3又は第21条の4に規定する金額を減額するものとした場合にあつて
 は、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額
 から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第9項までの規定中「第8条」の次に
 「、第9条の2」を加える。

附則第10項及び第11項中「第6条、第8条」の次に「、第9条の2」を
 加える。

附則第12項及び第13項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

別表第1に次のように加える。

7 国民健康保険の被保険者に係る 子ども・子育て支援納付金課税額の 所得割額	100分の0.24
8 国民健康保険の被保険者に係る 子ども・子育て支援納付金課税額の 被保険者均等割額	被保険者1人について 1,600円
9 18歳以上被保険者に係る子ど も・子育て支援納付金課税額の18 歳以上被保険者均等割額	被保険者1人について 100円

別表第2を次のように改める。

別表第2

区分	減額	
第21条第1号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 25,200円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 9,310円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,220円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,120円
	オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円
第21条第2号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 18,000円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,650円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 7,300円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 800円
	オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円
第21条第3号	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

号		1人について 7,200円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定 する世帯主を除く。） 1人について 2,660円
	ウ 介護納付金課税被保険者に係る 被保険者均等割額	介護納付金課税被保険者（第1 条第2項に規定する世帯主を除 く。） 1人について 2,920円
	エ 国民健康保険の被保険者に係る 子ども・子育て支援納付金課税額の 被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定 する世帯主を除く。）1人につ いて 320円
	オ 18歳以上被保険者に係る子ど も・子育て支援納付金課税額の18 歳以上被保険者均等割額	被保険者（第1条第2項に規定 する世帯主を除く。）1人につ いて 20円

別表第3を次のように改める。

別表第3

区分	額	
第21 条第1 号に該 当する 場合	ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児1人について 5,400 円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額	未就学児1人について 1,995 円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る 子ども・子育て支援納付金課税額の 被保険者均等割額	未就学児1人について 240円
第21 条第2 号に該 当する 場合	ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児1人について 9,000 円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る 後期高齢者支援金等課税額の被保 険者均等割額	未就学児1人について 3,325 円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る 子ども・子育て支援納付金課税額の 被保険者均等割額	未就学児1人について 400円
第21 条第3 号に該	ア 国民健康保険の被保険者に係る 基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児1人について 14,400 円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る	未就学児1人について 5,320

当する 場合	後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 640円
第 2 1 条各号 に該当 しない 場合	ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 18,000円
	イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 6,650円
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額	未就学児 1 人について 800円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の美浦村国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。